

別記第6号様式（第6条関係）

親課 ひとり親家庭等医療費受給者証			
公 負 担 番	費 者 号	受 給 者 号	
受 給 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日から 年 月 日まで	
発 行 機 関 名 及 び 印		北海道紋別郡興部町 興 部 町 長	
交 付 年 月 日		年 月 日	

注 意 事 項
1. 北海道内の保険医療機関等で診療を受けるときは、必ず健康保険証と一緒にこの受給者証を窓口に出してください。
2. 北海道外で受診した場合は、いったん自己負担額を支払い、領収書を添えて、後日、役場窓口で助成の手続きをしてください。
3. この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、次の負担金を支払ってください。（ただし、保険適用外は除く。） 【北海道基準】 診療費の1割に相当する額を支払ってください。ただし、月の負担上限額は次のとおりです。 入院：57,600円（ただし、過去12ヶ月以内に上記額を超える額を負担した月が3月以上ある場合は、44,400円とする。） 通院：18,000円 【（北海道基準）上乗せ基準】 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの方については、次の初診時一部負担金を支払ってください。 ①医科 580円 ②歯科 510円 ③柔道整復 270円 ④訪問看護の場合 診療費の1割に相当する額（ただし、月の負担上限額は8,000円とする。） 【市町村独自拡大基準】 親の通院医療費についても北海道基準と同様に助成
4. 氏名、住所、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
5. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
6. 次の場合は、この証を使用することはできませんので、速やかに役場窓口へお返しいただくか、細かく裁断して破棄してください。 (1) 興部町外へ転出したとき。 (2) 受給者の資格がなくなったとき。 (3) 有効期限を経過したとき。
7. 不正にこの証を使用した場合は、刑法により処分を受けます。また、助成金を返還していただきます。
【保険医療機関の皆様へ】
1. 3歳未満の者（3歳に達する日の月の月末まで）：医療保険と公費「93」の併用で請求し、保険請求は「保険欄」に、負担金は「公費①」負担金額欄に記載してください。
2. 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの方：医療保険と公費「93」・「94」の併用で請求し、保険請求は「保険欄」に、医療保険1割相当額は「公費①」負担金額欄に、負担金は「公費②」負担金額欄に記載してください。
3. 親の入院においては、医療保険及び公費「93」の併用で請求してください。親の入院外においては、医療保険及び公費「95」の併用で請求してください。